

【漁村総合整備事業】

漁港環境整備事業

1. 趣 旨

漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する。

2. 事業内容

- ・植 栽：樹木、芝生、生垣、花壇、防潮柵、防砂柵等の施設
- ・休 憩 所：休憩所、水飲場、便所等の施設
- ・運 動 施 設：排球場、グラウンド等の運動施設及び簡易な遊具
- ・親 水 施 設：海浜、遊歩道、釣り場等及びこれらを構成するのに必要な突堤、離岸堤等の施設
- ・安全情報伝達施設：屋外拡声装置、警報装置、安全情報掲示板等の施設
- ・そ の 他：上記施設の付属施設として、門、柵、通路、水道、排水、駐車場等の整備

3. 事業要件等

(1) 対象要件

事業の対象は、漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するものであること。

(2) 事業費要件

全体事業費が50百万円以上のもの

漁港環境整備事業の全体計画面積については、次の面積をクリアすること。

第1、2種漁港：1,200m²以上

第3、4種漁港：2,500m²以上

4. 事業主体

漁港管理者又は漁港の所在地を管轄する地方公共団体

5. 補助率

1/2

6. 科 目

（項）水産基盤整備費

（目）漁村総合整備事業費補助

（目細）漁港環境整備事業費補助

7. 平成 16 年度当初予算額（平成 15 年度当初予算額）

2,358 百万円（2,948 百万円）

（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）